平成２１年（フ）第１７０７号
広島県廿日市市福面１－１－18、住民票上の住所広島県廿日市市宮内４丁目25番23号
破産者　原　　幸徳
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６１１号
熊本市御幸笛田４丁目８番３号
破産者　木村ルミ子
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７４９号
熊本市八景水谷４丁目５番45―102号
破産者　松田　秀樹
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２３６４号
北海道千歳市稲穂１丁目４番７号、開始決定時の住所北海道千歳市あずさ３丁目９番16号
破産者　重山　裕一
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９７号
北海道士別市西４条７丁目327番地１
破産者　足利　敏治
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９０号
北海道旭川市永山９条14丁目４番11号
破産者　須貝　吉夫
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５４号
北海道旭川市亀吉２条１丁目４番４号
破産者　荻野　裕子
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４号
宮城県柴田郡柴田町大字葉坂字桟敷場126番地
破産者　南城　　勝
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１５号
宮城県柴田郡柴田町大字葉坂字桟敷場126番地
破産者　南城とくよ
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第４９６号
神奈川県相模原市上鶴間本町８丁目59番21号
破産者　伊藤　有二
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４９９号
神奈川県座間市座間１丁目3401番地の１
破産者　稲垣　貴宏
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１０２号
大阪府高槻市牧田町14番87―404号
破産者　金沢栄一こと　金　　榮一
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第６６号
京都府京丹後市丹後町中浜479番地
破産者　福原　保恵
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第３５６号
熊本県菊池郡大津町大字杉水821番地９
破産者　岡本　和広
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０１１号
熊本市十禅寺２丁目３番15号
破産者　川上　澄江
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８６号
熊本県玉名市築地955番地12
破産者　萩原　　修
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

免責許可決定

平成２１年（フ）第４０８号
千葉県山武郡大網白里町南今泉4806番地２、開始決定時の住所千葉市稲毛区園生町1411番地３　サニークレスト稲毛511号
破産者　綾部　精一
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第２８１１号
名古屋市天白区平針台１丁目704番地
破産者　石原　光彦（旧姓加藤）
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７５号
長崎県佐世保市鹿子前町956番地39　パークサイド鹿子前203号、旧住所長崎県佐世保市鹿子前町239番地
破産者　藤田　正治
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２９４号
長崎県北松浦郡佐々町羽須和免696番地、開始決定時の住所長崎県佐世保市相浦町1860番地　第２Ｕコーポ202号
破産者　西田　正治
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３０８号
長崎県佐世保市松山町１番１号
破産者　福田　一久
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係